

分権改革推進に関する主要論点資料

【福祉保健部】

■ 福祉事務所業務の町への移管	1
■ 保健所業務の市などへの移管	2
■ 児童相談業務等のあり方	3
■ 社会福祉施設における行政と 民間の役割分担	4

分権改革推進に関する主要論点

【分野：福祉保健部】

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 (現 状)	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト
3	福祉事務所業務の町への移管	■ 市は福祉事務所を設置することが義務付けられている。【社会福祉法】 ■ 県は、福祉事務所を設置しない町村部の区域を所管するため、福祉事務所を設置している。(県内7地域事務所を設置) ■ 福祉事務所の主な業務として、 ① 生活保護の決定、実施、 ② 助産施設及び母子生活支援施設への入所措置、 ③ 児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の認定、支給 等 ※ なお、町村においても、条例により設置することが可能であるとともに、一部事務組合や広域連合による共同設置も可能となっている。 【別紙参考資料P1～3を参照】	■ 福祉事務所は、個人給付から相談・指導まで、住民生活に最も密接に関係する事務を担っている。 ■ 住民の生活に密接な福祉に関する事務については、住民の実情を最も把握し得る身近な市や町でできるだけ一体的に行うほうが住民の利便性等の観点からも効率的かつ効果的ではないか。 ■ 社会福祉法上、町村において任意に福祉事務所を設置することが規定されていることから、できるだけ市町村に設置されることが望ましいと考えられるのではないか。 ■ 町において福祉事務所を設置しない場合には、例えば、県の所管する町村に係る事務事業について、中心となる市への事務委託について、検討することも必要ではないか。

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 (現 状)	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト
4	保健所業務の市などへの移管	■ 県、政令指定都市、中核市、その他政令で定める市が保健所を設置することとなっている。【地域保健法】 ■ 本県では、広島市（指定都市）、福山市（中核市）呉市（政令で定める市）で保健所を設置済み。 ■ 県保健所は、上記3市区域以外の市町村区域を所管（県内7保健所を設置） ■ 保健所の主な業務として、 ① 人口動態統計その他地域保健に係る統計、 ② 栄養改善及び食品衛生に関する事項、 ③ 水道に関する事項、 ④ 医事、薬事に関する事項、 ⑤ 精神保健に関する事項、 ⑥ エイズ、結核、伝染病その他の疾病に関する事項 等 市町村（保健センター） ・老人保健（健康診査等） ・母子保健（乳幼児検診等） ・一般栄養指導、栄養相談 ・予防接種、結核予防 等 政令指定都市・中核市等の住民・事業者 政令指定都市・中核市等 （保健センター） ・老人保健（健康診査等） ・母子保健（乳幼児検診等） ・一般栄養指導、栄養相談 ・予防接種、結核予防 等 （市保健所） ・母子保健（未熟児指導等） ・給食施設等の指導監督 ・伝染病等感染症予防 ・難病対策 ・食品衛生施設等の監視指導 ・旅館、公衆浴場等生活環境衛生施設等の監視指導 ※病院の指導監督 ※薬局の指導監督 等 注）※印等一部の事務については、保健所設置市についても県が所管 【別紙参考資料P4～8を参照】	■ 保健所業務は、保健から医療、生活衛生、食品衛生分野など幅広い分野において、個人給付サービスから規制行政まで幅広い事務を担っているが、本来、住民の生命の安全や公衆衛生の向上に資するものであり、その区域内で完結するものについては、身近な基礎的自治体で行うほうが効果的ではないか。 ■ 一方で、住民生活に密接に関係する監視指導業務などの一部を市または町へ移譲した場合には、危機発生時に保健所が迅速かつ的確な危機管理機能を一体的に果たすことが可能かという視点での検討も必要ではないか。 ■ 現在、国の基本方針では、人口30万人以上の市については、保健所設置を要請しているが、30万人未満の市や広域連合、一部事務組合についても任意に保健所が設置できるよう検討するべきではないか。 ■ 保健所設置が困難な場合、例えば、最寄りの保健所設置市へ県の所管する市町に係る事務事業を委託することも検討する必要があるのではないか。

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 （ 現 状 ）	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト								
5	児童相談業務等のあり方	【児童相談所設置の状況】 ■ 児童相談所は、県及び政令指定都市に設置することとなっている。【児童福祉法】 ■ 県児童相談所は、広島市を除く市町村を所管するため、中央（広島市）、福山、三次の3児童相談所を設置 ■ 児童相談所の主な業務として、 ① 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談への対応、 ② 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定 ③ 児童及びその保護者につき、調査又は判定に基づいて必要な指導 ④ 児童の一時保護 等 【福祉関係相談員等の状況】 ■ 住民に対し、福祉関係各種の相談・助言を行うため、関係法令等により、相談員等を国や県（一部市）で設置または委嘱している。 ■ 主な相談員等の種類 ・ 民生委員児童委員の設置【根拠：民生委員法、児童福祉法】 ・ 身体障害者相談員の設置【根拠：身体障害者福祉法】 ・ 知的障害者相談員の設置【根拠：知的障害者福祉法】 ・ 母子自立支援員の設置【根拠：母子及び寡婦福祉法】 ・ 婦人相談員の設置【根拠：売春防止法】 国、県、市町村の役割分担 <table><tr><td>国</td><td>・ 民生委員の定数基準の設定、民生委員の委嘱</td></tr><tr><td>県 （政令市・中核市を含む）</td><td>○児童相談所の設置運営（県、政令指定都市のみ） ・ 民生委員の定数決定、民生委員の指揮監督等 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（政令市・中核市は任意設置）</td></tr><tr><td>一般市</td><td>・ 民生委員の職務に関する必要な指導等 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（任意設置）</td></tr><tr><td>町村</td><td>・ 民生委員の職務に関する必要な指導等</td></tr></table> 【別紙参考資料P9～13を参照】	国	・ 民生委員の定数基準の設定、民生委員の委嘱	県 （政令市・中核市を含む）	○児童相談所の設置運営（県、政令指定都市のみ） ・ 民生委員の定数決定、民生委員の指揮監督等 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（政令市・中核市は任意設置）	一般市	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（任意設置）	町村	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等	【児童相談業務のあり方】 ■ 児童福祉に関する事務事業のうち、非行児童・児童虐待等への対応については、児童相談所が中心に事務を担っているところであるが、児童虐待等の早期発見、発生予防等を進める観点から、身近な基礎的自治体の役割の強化を図る必要があるのではないか。 ■ こうした観点から、児童相談所の設置について、すでに福祉・保健を一体的に担っている中核市への設置を可能にするとともに、例えば、その他一定規模の市においても、地域の実情を踏まえ、任意に設置できるよう検討することが必要ではないか。 【福祉関係相談員等の設置のあり方】 ■ 福祉サービスを一体的かつ総合的に身近な自治体で担うとすれば、住民からの相談を受け、個々のニーズに応じた適切に対応することが求められる。 ■ こうした観点から、身近な相談窓口となる各種福祉関係相談員のあり方について、福祉サービスを提供する身近な自治体との連携強化が重要であることから、地域の自主的な判断により、その設置や運営が可能となるよう、そのあり方を検討することが必要ではないか。
国	・ 民生委員の定数基準の設定、民生委員の委嘱										
県 （政令市・中核市を含む）	○児童相談所の設置運営（県、政令指定都市のみ） ・ 民生委員の定数決定、民生委員の指揮監督等 ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員の委嘱 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（政令市・中核市は任意設置）										
一般市	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等 ・ 母子自立支援員の設置 ・ 婦人相談員の設置（任意設置）										
町村	・ 民生委員の職務に関する必要な指導等										

No	主 要 課 題	事 務 事 業 の 概 要 （ 現 状 ）	論 点 の 内 容 ・ ポ イ ン ト																																													
6	社会福祉施設における行政と民間の役割分担	【県立社会福祉施設の概要】 ■ 県立社会福祉施設については、社会福祉法人広島県社会福祉事業団に運営を委託している。 <table><thead><tr><th>施 設 名</th><th>設置年月日</th><th>定 員</th></tr></thead><tbody><tr><td>県立ふれあいの里 老人福祉センター</td><td>S 56. 7. 1</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">県立心身障害者コロニー</td></tr><tr><td>重症心身障害児施設 わかば療育園</td><td>S 58. 4. 1</td><td>入所 40</td></tr><tr><td>知的障害者更生施設 松陽寮</td><td>S 56. 9. 1</td><td>入所 160</td></tr><tr><td colspan="3">県立身体障害者リハビリテーションセンター</td></tr><tr><td>重症心身障害児施設 若草療育園</td><td>H 4. 5. 1</td><td>入所 53</td></tr><tr><td>身体障害者更生施設 あけぼの</td><td>S 26. 11. 1</td><td>入所 90, 通所 10</td></tr><tr><td>肢体不自由児施設 若草園</td><td>S 26. 4. 1</td><td>入所 62, 通所 40</td></tr><tr><td>医療センター</td><td>S 53. 4. 1</td><td>病床 109</td></tr><tr><td>身体障害者福祉センター（A型）スポーツ交流センター</td><td>H 8. 8. 1</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">県立福山若草園</td></tr><tr><td>重症心身障害児施設 福山若草療育園</td><td>S 59. 4. 1</td><td>入所 44</td></tr><tr><td>肢体不自由児通園施設 福山若草園</td><td>S 37. 6. 1</td><td>通所 20</td></tr><tr><td>知的障害者授産施設 県立大野寮</td><td>S 39. 5. 1</td><td>入所 50, 通所 20</td></tr></tbody></table> ■ これまでの県立社会福祉施設の見直しとして、県立ふれあいの里特別養護老人ホームを平成12年4月に御調町へ移管している。 ■ 県出資法人の見直しの一環として、県立施設としての役割が減少した施設については、地元自治体若しくは社会福祉法人に移管するなど、着実に見直しの実現を図っていくこととしている。	施 設 名	設置年月日	定 員	県立ふれあいの里 老人福祉センター	S 56. 7. 1	—	県立心身障害者コロニー			重症心身障害児施設 わかば療育園	S 58. 4. 1	入所 40	知的障害者更生施設 松陽寮	S 56. 9. 1	入所 160	県立身体障害者リハビリテーションセンター			重症心身障害児施設 若草療育園	H 4. 5. 1	入所 53	身体障害者更生施設 あけぼの	S 26. 11. 1	入所 90, 通所 10	肢体不自由児施設 若草園	S 26. 4. 1	入所 62, 通所 40	医療センター	S 53. 4. 1	病床 109	身体障害者福祉センター（A型）スポーツ交流センター	H 8. 8. 1	—	県立福山若草園			重症心身障害児施設 福山若草療育園	S 59. 4. 1	入所 44	肢体不自由児通園施設 福山若草園	S 37. 6. 1	通所 20	知的障害者授産施設 県立大野寮	S 39. 5. 1	入所 50, 通所 20	■ 社会福祉法人等や市町村等によるサービス供給体制の整備状況や地域における利用状況も踏まえながら、民間法人等や身近な自治体の社会福祉施設との役割分担のあり方を検討する必要があるのではないか。
施 設 名	設置年月日	定 員																																														
県立ふれあいの里 老人福祉センター	S 56. 7. 1	—																																														
県立心身障害者コロニー																																																
重症心身障害児施設 わかば療育園	S 58. 4. 1	入所 40																																														
知的障害者更生施設 松陽寮	S 56. 9. 1	入所 160																																														
県立身体障害者リハビリテーションセンター																																																
重症心身障害児施設 若草療育園	H 4. 5. 1	入所 53																																														
身体障害者更生施設 あけぼの	S 26. 11. 1	入所 90, 通所 10																																														
肢体不自由児施設 若草園	S 26. 4. 1	入所 62, 通所 40																																														
医療センター	S 53. 4. 1	病床 109																																														
身体障害者福祉センター（A型）スポーツ交流センター	H 8. 8. 1	—																																														
県立福山若草園																																																
重症心身障害児施設 福山若草療育園	S 59. 4. 1	入所 44																																														
肢体不自由児通園施設 福山若草園	S 37. 6. 1	通所 20																																														
知的障害者授産施設 県立大野寮	S 39. 5. 1	入所 50, 通所 20																																														